

小形除雪車（1．0 m級）仕様書

令和7年度（2025年度）
柏 崎 市

小形除雪車（１．０ｍ級）仕様書

概 要

この仕様書は、小形除雪車（１．０ｍ級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については、柏崎市長 櫻井雅浩（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

使用目的

小形除雪車は、降積雪時における歩道の通行確保を目的として、除雪作業に使用するものである。

１．性 能（JIS D6509 性能試験）

- | | |
|--------------|------------|
| （１）最大除雪量 | 200 t/h 以上 |
| （２）投雪距離 | 0～12 m 以上 |
| （３）最大除雪幅 | 1,000 mm |
| （４）最大除雪高 | 800 mm 以上 |
| （５）走行速度 | 15 km/h 以下 |
| （６）運転室内騒音レベル | |

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省令和５年４月２０日、基発第４２０第２号）第Ⅰ管理区分に準ずる。（測定方法はJCMAS H011の機械定置時による）

２．主要諸元

- | | |
|------------------|-------------|
| （１）全 長（走行姿勢） | 4,700 mm 以下 |
| （２）全 幅（除雪装置含む） | 1,000 mm 以下 |
| （３）全 高（黄色灯火上端まで） | 2,000 mm 以下 |
| （４）最低地上高 | 150 mm 以上 |
| （５）車両総質量 | 2,500 kg 以下 |

なお、「７．付属装置及び付属品 ７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

- | | |
|--------------------|----------|
| （６）最小回転半径（最外側車輪中心） | 4.0 m 以下 |
| （７）乗 車 定 員 | 1 人 |

3. 車 体

(1) 機 関

形 式

水冷、ディーゼル機関

定 格 出 力

29 kW 以上

(2) 駆動方式

形 式

総輪駆動式

(3) タイヤ

形 式

スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ

(4) 走行装置

後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること

(5) かじ取装置

形 式

油圧式車体屈折機構式

(6) 運転室

構 造

密閉形

窓

冬用ワイパーブレード付（前）

4. 除雪装置

(1) 形 式

ツーステージ形、ロータリ除雪装置

(2) 構 成

オーガ、ブロワ、中折式シュート

(3) 能 力

シュート旋回角度

250 度 以上

シュート高さ

1,900 mm 以上

昇降範囲

地下50mm～地上300mm 以上

チルト角度

左右各5 度 以上

シュー

除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること

安全装置

除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、（シャープピンの切断等により）除雪装置の破損を防止する安全装置を備えるものとする。

除雪装置を停止させる安全装置を備えるものとする。

5. 計器類

(1) 運行記録計（45km/h以上、機関回転数記録、7日計）

1 式

(2) 機関回転計（運行記録計組込型も可）

1 式

(3) 燃料計

1 式

(4) アワーメータ

1 式

(5) 油圧計又は油圧警告灯（走行用油圧回路補給用）

1 式

(6) 水温計

1 式

(7) 充電警告灯

1 式

- | | |
|--|-----|
| (8) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |
| (9) SDカード対応型デジタル式稼働記録計（矢崎エナジーシステム(株)製）
（SDカード1枚、ドライブレコーダー付（稼働記録計と連動すること）） | 1 式 |

6. 照明装置類

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 黄色灯火 | 1 式 |
| (2) シュート作業灯 | 1 灯 |

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) バックブザー | 1 式 |
| (2) カーヒータ | 1 式 |
| (3) ウインドウォッシャー（前面、電動式） | 1 式 |
| (4) 標識板（200×350mm以上、車体後部取付） | 1 式 |

7-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|------------|-----|
| (1) 標準付属工具 | 1 式 |
| (2) 取扱説明書 | 1 部 |
| (3) 部品表 | 1 部 |
| (4) 履歴簿 | 1 部 |

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準に準ずる。

9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

小形除雪車（１．０ｍ級）オプション装備

（車両総重量に含むもの）

３．車 体

（６）運転室

窓

（前）熱線入り

（７）走行速度制御

走行手動レバー及び足踏ペダル

４．除雪装置

（４）雪切板（両側）

（５）油圧式チップバック

６．照明装置類

（３）ステップランプ

７．付属装置及び付属品（各１式）

７－１ 車両総質量に含むもの

床マット

バックカメラ（稼動記録計と連動すること）

バッテリースイッチ

７－２ 車両総質量に含まないもの

タイヤチェーン

特 記 仕 様 書

柏 崎 市

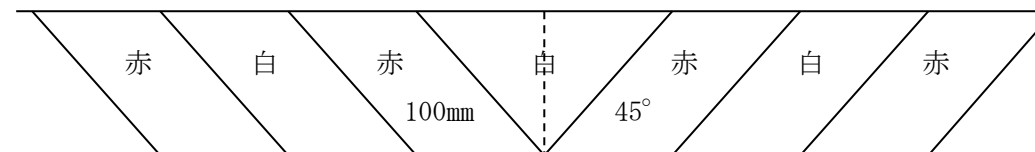
機 械 名 小形除雪車

規 格 1. 0 m級

購入台数 1 台

購入仕様書による他、次の各号によるものとする。

- 1 バンパーを有する車種については、バンパーを下図のように塗装するものとする。
なお、バンパーを有しない車種にあつては、これに準ずる箇所に塗色するものとする。
この場合後部の赤色部分には、反射塗料を使用するものとする。



車両前後部の赤白縞

- 2 作業装置の危険表示については、除雪装置の回転部分及びプラウ前面は赤色として、その他は赤白の縞塗料をほどこす。
- 3 「発注者」の指示する箇所に、「柏崎市」の名称および市章を黒丸ゴシックで記入するものとする。
- 4 発注者の指示する位置に建設機械管理番号を記入又は取付けるものとし、寸法は図－1 建設機械管理番号寸法図によるものとする。
- 5 発注者の指示する位置に「国土交通省交付金除雪機械」の表示を記入又は取付けるものとし、寸法は図－2 国土交通省交付金除雪機械寸法図によるものとする。
- 6 車体の後部に取付ける標識板は「図－3 除雪車後部標識板寸法図」をもって、「発注者」の指示する位置に取付けるものとする。
- 7 黄色灯火等の取付け位置は、前後方向からの視認性を十分考慮し、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取付けるものとする。
- 8 車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとする。
- 9 建設機械履歴簿には、仕様書等の必要事項を記入又は貼付し、車検証の写しや写真を所定の場所に貼付するものとする。
- 10 前各号で必要となる一切の経費は、受注者の負担とする。ただし、「自動車損害賠償責任保険料」及び「自動車重量税（賦課される場合）」については、発注者が別途支払うものとする。

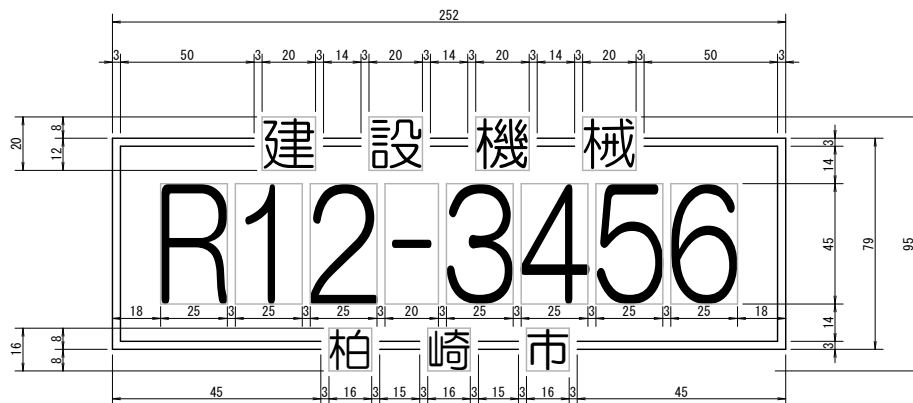


図-1 建設機械管理番号寸法図

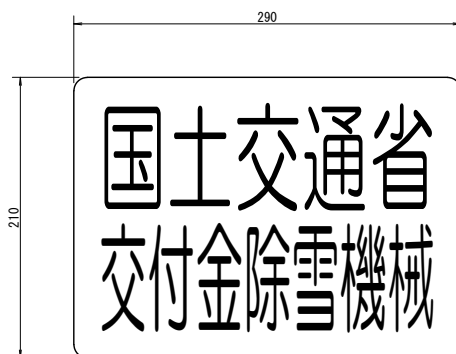


図-2 国土交通省交付金除雪機械寸法図

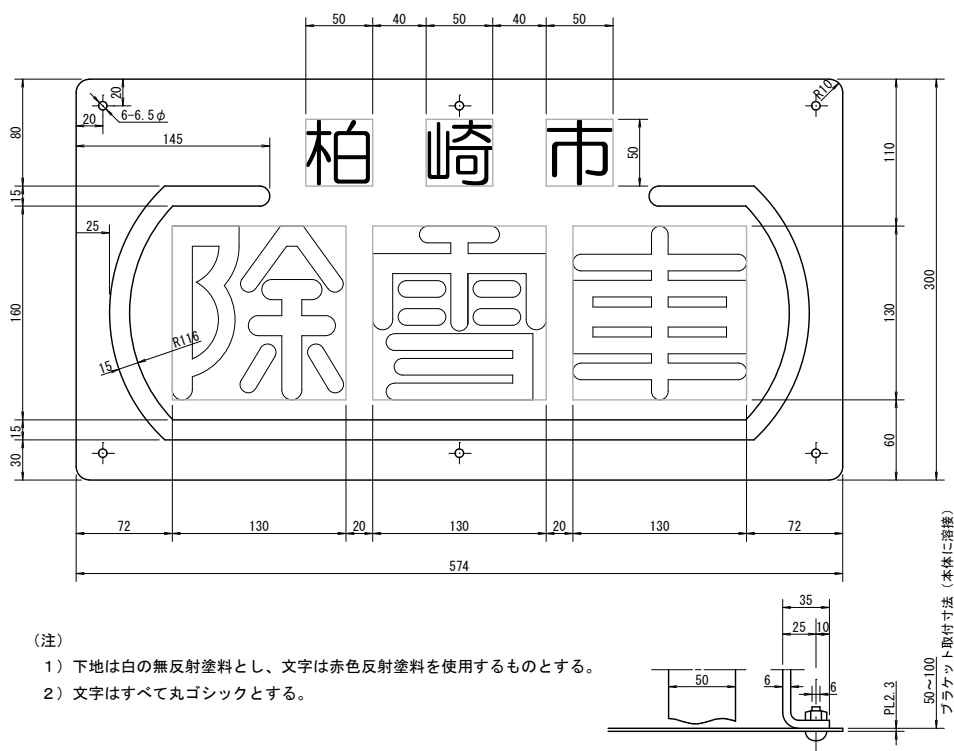


図-3 除雪車後部標識板寸法図